

業務月報

令和6年1月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

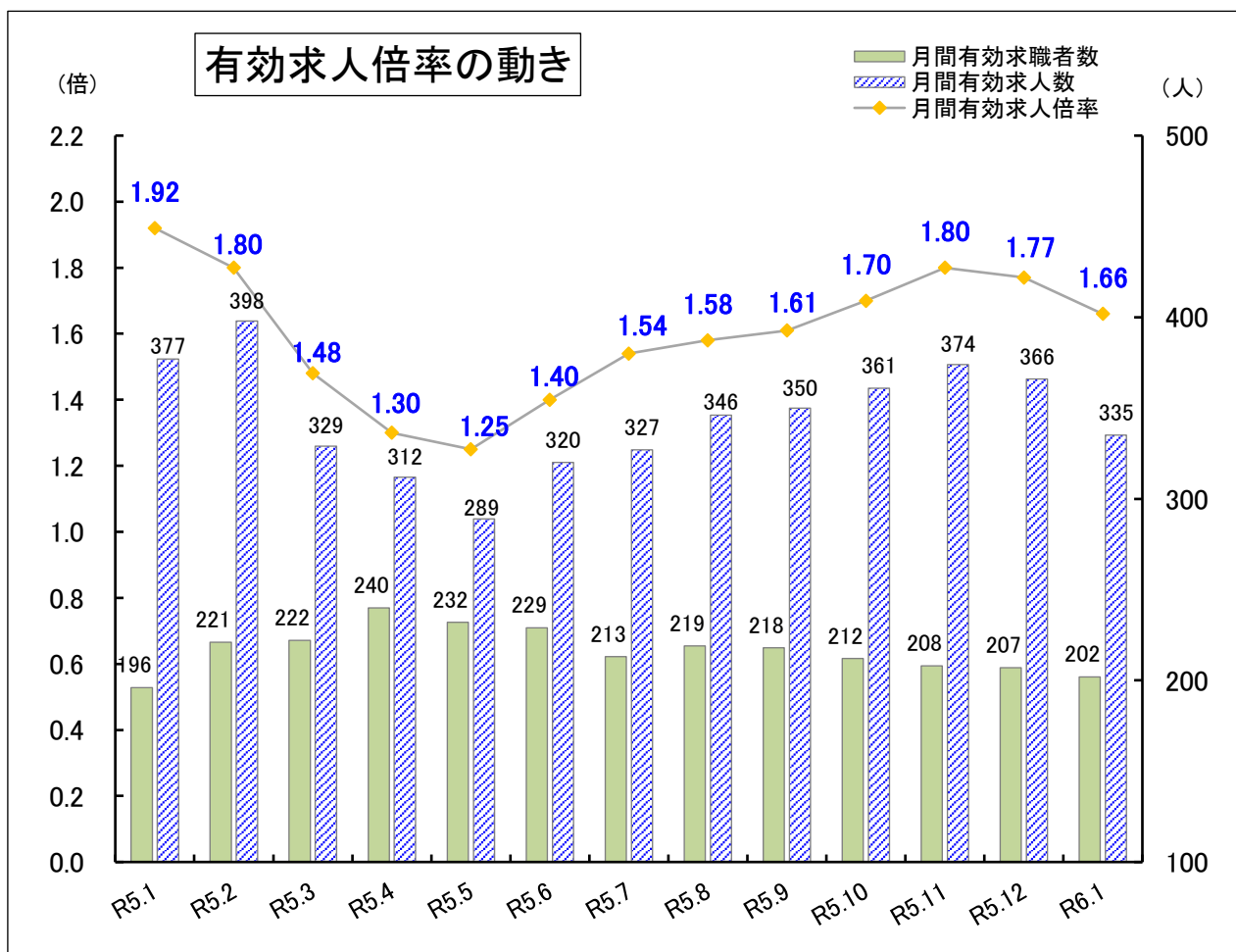
新規求職者数(オンライン含)は34人で、前年同月比12.8%(5人)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は202人で、前年同月比3.1%(6人)増加しました。

新規求人数は125人で、前年同月比8.7%(10人)増加しました。

月間有効求人数は335人で、前年同月比11.1%(42人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.66倍で、前年同月比0.26ポイント下回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.48	1.66

職業紹介状況

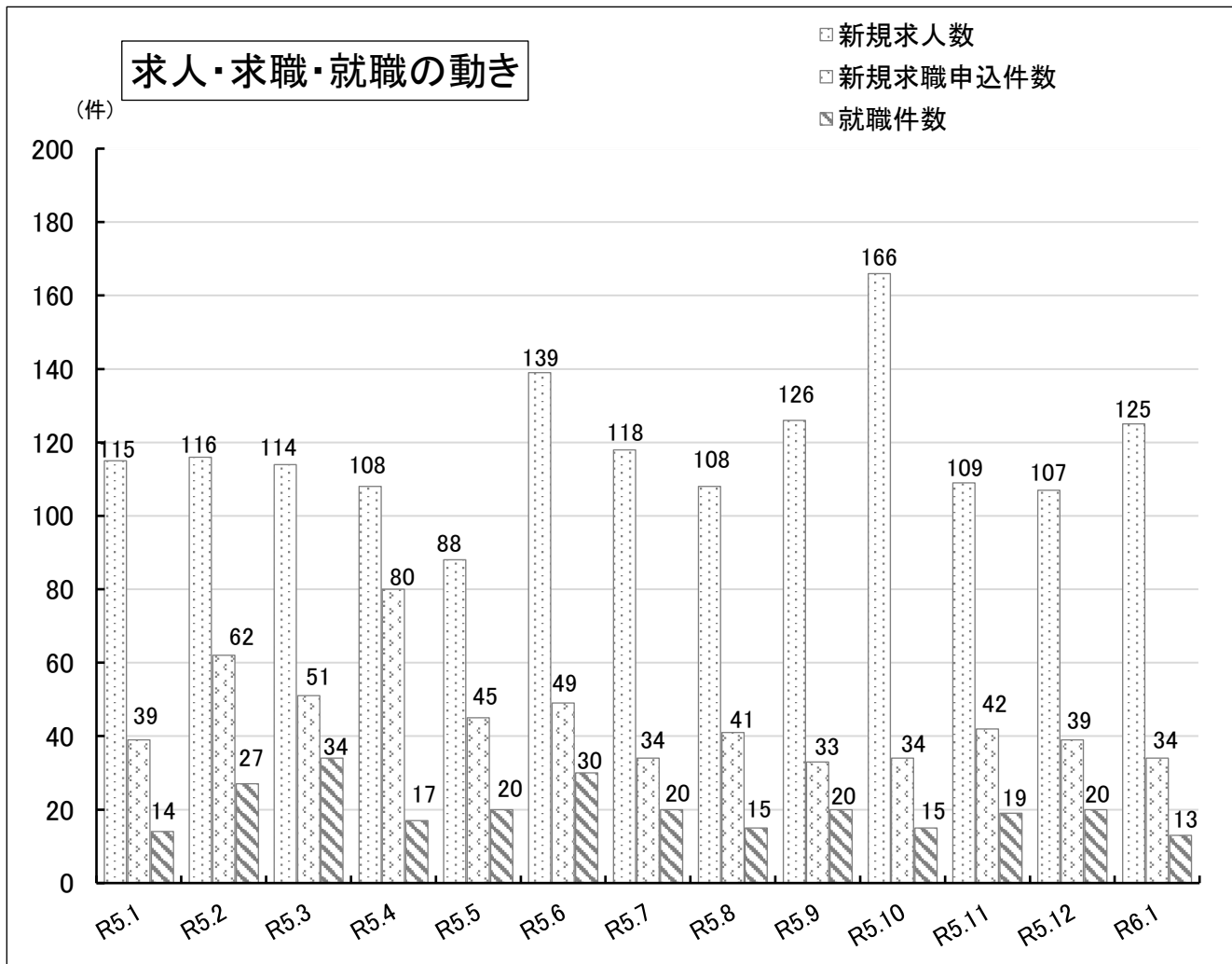
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	34	39	▲ 12.8	⑥ 求人倍率	新規	3.68	2.95	0.73
うち 55才以上	10	15	▲ 33.3		月間有効	1.66	1.92	▲ 0.26
② 月間有効求職者数	202	196	3.1	⑦ 紹介件数	20	29	▲ 31.0	
うち 55才以上	72	74	▲ 2.7	うち 55才以上	4	13	▲ 69.2	
うち (保)受給者	69	64	7.8	うち (保)受給者	5	5	0.0	
③ 新規求人数	125	115	8.7	⑧ 就職件数	13	14	▲ 7.1	
④ 月間有効求人数	335	377	▲ 11.1	うち 55才以上	1	2	▲ 50.0	
⑤ 充足数	10	9	11.1	うち (保)受給者	3	5	▲ 40.0	

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	0	5	▲ 100.0	情報通信業	0	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	3	2	50.0
建設業	35	40	▲ 12.5	卸売・小売業	29	8	262.5
製造業	9	7	28.6	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	4	2	100.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	1	2	▲ 50.0	学術研究 専門技術サービス業	9	10	▲ 10.0
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	3	3	0.0
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	0	0	
一般機械器具	0	0		医療・福祉	27	33	▲ 18.2
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	2	0	
輸送用機械器具	4	3	33.3	サービス業	3	2	50.0
その他	0	0		公務・その他	5	5	0.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	125	115	8.7

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	352	355	▲ 0.8	受給資格決定件数	10	9	11.1	
新規適用事業所数	2	0		初回受給者数	7	12	▲ 41.7	
廃止事業所数	0	2	▲ 100.0	受給者実人員	43	49	▲ 12.2	
被保険者数	4,383	4,399	▲ 0.4	支給金額(千円)	6,483	5,714	13.5	
資格取得者数	33	33	0.0	再就職手当	人員	8	3	166.7
資格喪失者数	44	41	7.3		金額(千円)	4,511	942	378.9



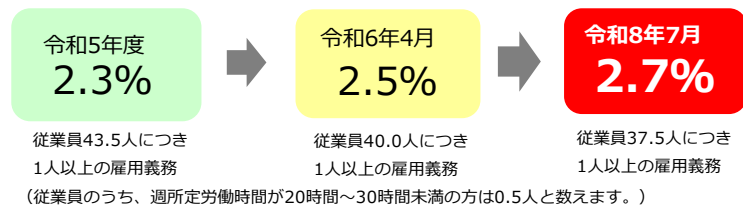
人員整理の状況

年月 項目	3年度計	4年度計	5年												6年
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
事業所数	10	8	2	1	0	4	2	0	1	1	0	1	1	0	0
解雇者数	40	10	2	1	0	5	6	0	1	2	0	1	1	0	0



障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

《民間企業の法定雇用率》



上記に加え、
令和7年4月以降、各業種の除外率が10%引き下げられます。

※法定雇用率の引き上げ及び除外率の引き下げに伴い、従業員数に変更がなくても、障害者の雇用義務が発生する可能性があります。

■ お問い合わせ先 ハローワーク川本 TEL0855-72-0385

ハローワークへ求人を提出される事業所の方へ

求人広告掲載時のトラブルに ご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない。）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

